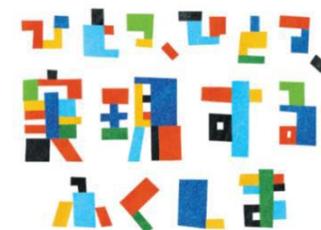


(第 2 回総合教育会議資料)

困難を抱える子どもの自立支援について ～ヤングケアラーへの支援～

令和 4 年 2 月 2 5 日

児童家庭課



ヤングケアラーについて

ヤングケアラーの定義

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どもを指すとされている。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

国における調査結果の概要

(厚生労働省及び文部科学省が連携し、令和2年度に抽出にて全国調査を実施)

○世話をしている家族が「いる」と回答した割合

- ・ 中学2年生 **5.7%**
(対象内訳：兄弟61.8%、父母23.5%、他)
- ・ 高校2年生 **4.1%**
(対象内訳：兄弟44.3%、父母29.6%、他)

○ヤングケアラーという言葉「聞いたことはない」と回答した割合

- ・ 中学2年生 **84.2%**
- ・ 高校2年生 **86.8%**

→年齢に見合わない重い負担を背負うことにより、子どもの健やかな成長に影響を及ぼす。

→家庭内のデリケートな内容であり、また認知度も低いことなどから、表面化しにくい傾向がある。

本県におけるこれまでの主な取組

1 学校における相談対応（義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）

- ・スクールソーシャルワーカーの配置（56名） R3.4.1現在
- ・スクールカウンセラーの配置（174名） 同

2 ヤングケアラーについての教職員への周知

- ・各学校に関連資料を送付し、相談対応と併せて、関係機関との連携について依頼。
- ・県立学校長・副校長会議において、ヤングケアラーの概要説明と適切な対応について依頼。

3 児童相談所と市町村（要保護児童対策地域協議会）との連携による支援

- ・援助を必要とする子どもや家庭については、地域の関係機関が連携して支援に取り組んでいる。
- ・家族の介護を担うことにより、学校に通えない等の困難なケースの場合には、児童相談所が保護者への指導や一時保護等を行っている。

4 子どもを守ろう！見守りサポーター養成事業（委託事業）

- ・子ども向けに、人権意識や大人に相談する力を身に付けるプログラムを実施するとともに、大人向けに、子どもの声に早く気づき適切に受け止めることを学ぶプログラムを実施。

5 ヤングケアラーについての市町村への周知

- ・市町村母子保健担当者会議において、保健師に対して周知を実施（国調査結果の概要等）。
- ・市町村要保護児童対策地域協議会職員を対象とした研修において、周知を実施。

課題と方向性について(1)

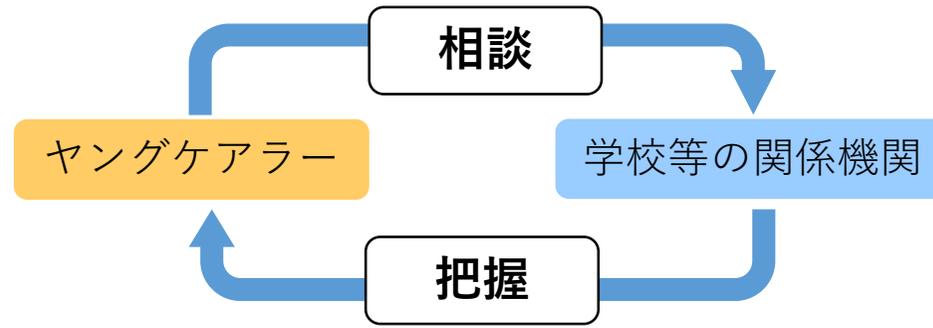
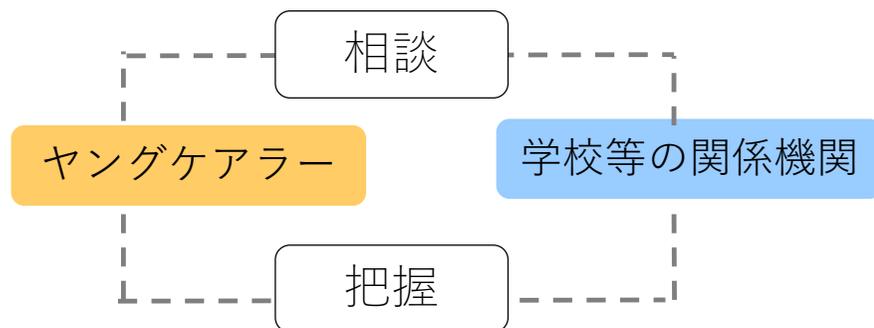
～早期把握に向けた取組～

課題（現状）

- ・ 家庭内のデリケートな内容であり、学校等において、その家庭状況を十分に把握することは難しい状況。
- ・ 子どもは、自身がヤングケアラーであることの認識が乏しく、相談に結びつかない可能性あり。

方向性

- ・ 学校等の関係機関が、家族の介護等の課題を抱える子どもの家庭状況を適切に把握できる。
- ・ 子どもは、自身がヤングケアラーであることに気づき、周囲に相談できる。



○早期把握に必要となる取組

- ・ 子どもと接する機会が多い学校の教職員等において、ヤングケアラーの家庭状況や支援の必要性（ニーズ）を適切に把握できるように取り組む。
- ・ 子どもに対して、ヤングケアラーについて広報啓発を行う。

課題と方向性について(2)

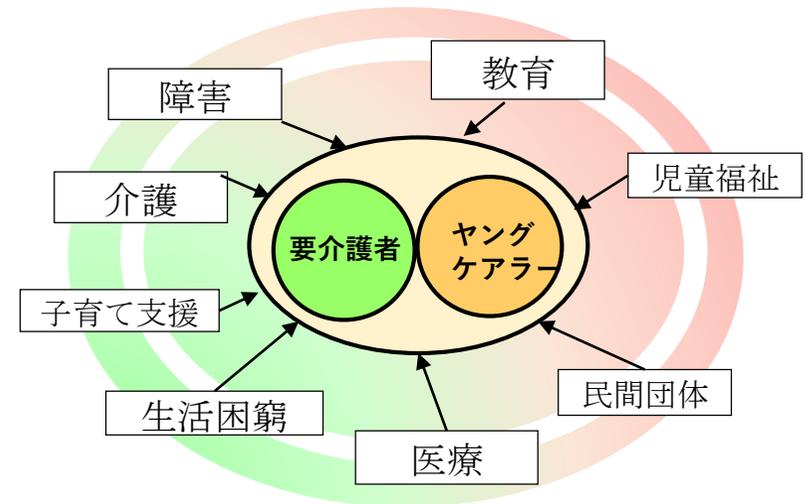
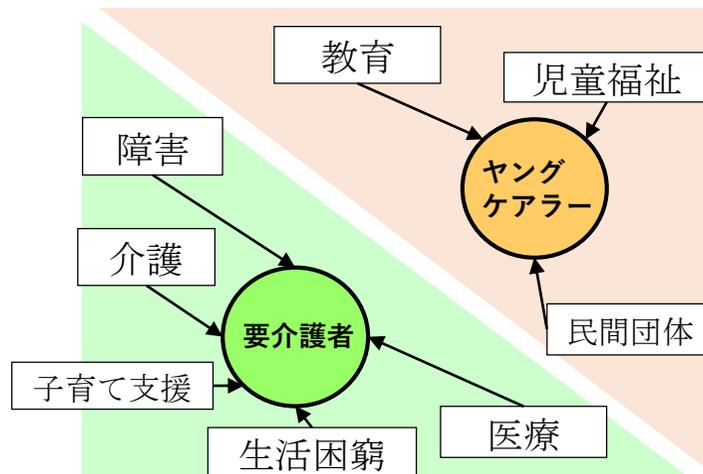
～関係機関の連携による支援～

課題（現状）

- 各機関により支援に取り組んでいるが、ヤングケアラーへの理解を共有するとともに、家族全体を見渡した連携した支援に至っていない。

方向性

- それぞれの関係機関がヤングケアラーを理解し、しっかりと連携しながら、支援を必要とする家族全体を支えていく。



○関係機関の連携による支援に必要な取組

- 関係機関におけるヤングケアラーへの理解を促進するとともに、情報共有を図りながら、緊密に連携して支援できるように取り組む。

令和4年度における本県の取組

～（新）ヤングケアラー支援体制強化事業について～



- **関係機関と緊密に連携**しながら、**早期把握と早期支援**に努めていく。
- 学習や部活動を始め、**夢と希望の実現**に向けて歩み出すことができるよう支えていく。



1 状況把握

支援を必要とする子ども及び支援のニーズを把握する。
(小学5年生～高校3年生を対象にアンケートを実施)

2 広報啓発

子どもに対し、ヤングケアラーに関する周知啓発を行い、周囲の大人への相談を促す。

3 研修の実施

関係機関のヤングケアラーへの理解を促進し、緊密な連携と支援に関する研修を実施する。

4 コーディネーター配置

関係機関相互のパイプ役を担うコーディネーターを児童家庭課に配置する。

障がい福祉課

高齢福祉課

児童家庭課

義務教育課

子育て支援課

こども・青少年政策課

地域医療課

社会福祉課

ヤングケアラー
コーディネーター

高校教育課

私学法人課

警察本部